



阿賀町特別職報酬等審議会の答申内容について

阿賀町特別職報酬等審議会が2月4日に開催され、阿賀町長、副町長、教育長の給料の額並びに阿賀町議会の議員報酬額の改定についての諮問に対し、同日、阿賀町特別職報酬等審議会から次のとおり答申がありました。

1 阿賀町長、副町長、教育長の給料について

- ・ 改定なし(据え置きが適当)

町長をはじめとする特別職の取組は評価するが、他町村との比較や阿賀町の財政状況等を総合的に判断し、改定なしとする。

2 阿賀町議会の議員報酬額について

- ・ 引き上げが適当

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員の報酬額をそれぞれ5,000円(月額)を引き上げる。

阿賀町議会の議員報酬については、近年のなり手不足等を考慮し、引き上げるものとする。

3 答申による額(月額)

町長・・・750,000円、副町長・・・590,000円、教育長・・・500,000円
議長・・・295,000円(5,000円増)、副議長・・・235,000円(5,000円増)
常任委員長・・・220,000円(5,000円増)、議会運営委員長・・・220,000円(5,000円増)
議員・・・215,000円(5,000円増)

4 改定の実施時期

令和7年4月1日

本件についてのお問い合わせ先
阿賀町 総務課長 鈴木
電話 0254(92)3113